

## 弦巻5丁目国有地における高齢者施設整備事業 事業者公募に関する質問と回答

	質問内容	回答
1	<p>4.応募資格(2) [公募要項2ページ]</p> <p>東京都が定める「社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領」の審査基準に「負債金額は、資産総額のおおむね2分の1を超えない範囲にとどまっていること。」とあるが、直近の決算において「貸借対照表「負債の部」合計 / 「資産の部」合計」が2分の1をわずかに上回る場合は、補助対象法人となり得るか。</p>	<p>2分の1を超えると応募できません。</p> <p>本公募では、直近の決算(平成29年度決算)で法人の総資産に対する負債金額の比率が2分の1を超える場合、施設整備の資金計画において借入金の比率が2分の1を超える場合(同時整備案件の資金計画を含む。)はいずれも応募することができません。</p> <p>また、直近以外の決算(平成27・28年度決算)で2分の1を超える場合は、その理由を説明する資料が必要です。</p>
2	<p>2.事業の概要(2) [公募要項1ページ]</p> <p>特養は定員100名程度とあるが、1ユニット何名までという上限はあるか。同じく短期入所における1ユニットの定員上限はあるか。</p>	<p>東京都が定める「特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準」6ページに記載のとおり、1ユニットの入居定員は、原則12人以下です。短期入所生活介護も同様です。</p>
3	<p>2.事業の概要(3) [公募要項1ページ]</p> <p>自由提案事業について、老人福祉法ないしは介護保険法外の事業を提案することは可能か。可能な場合で認可保育園の提案を仮定し、区関係部署との協議をどのように行えば良いか。</p>	<p>公募要項1ページ下2行のとおり、社会福祉法第2条に規定されている第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業であれば提案可能です(一部の施設は国との協議により併設が認められない可能性があります)。</p> <p>ただし、本公募では認可保育園は提案できません。</p>
4	<p>3.スケジュール [公募要項2ページ]</p> <p>スケジュール表において、想定工期が2021年2月着工、2022年3月竣工の14か月だが、計画提案内容によって工期が16か月必要とする場合等、着工を前倒しにした計画を提案することは可能か。</p>	<p>着工を前倒しにした計画は提案できません。想定スケジュールよりも工期が長い場合は、開設時期を遅らせた計画としてください。</p>
5	<p>6.貸付条件等(3) [公募要項5ページ]</p> <p>貸付料について、試算する上で目安となる金額はあるか。</p>	<p>貸付料の目安は示しません。近隣地域の賃借料等を参考にして収支計画を立ててください。</p>

6	<p>6.貸付条件等(3) [公募要項5ページ]</p> <p>貸付料の支払期間について、貸付契約締結後、工事着工から支払いが始まるという解釈で良いか。</p>	<p>国と事業者との定期借地契約を締結するにあたり、通常、着工時期に合わせて貸付開始時期を決定します。貸付料の納付方法・期限等は国が指定する予定ですが、本公募の収支計画上は貸付開始と同時に貸付料が発生するものとして作成してください。</p>
7	<p>11.応募方法(2) [公募要項13ページ]</p> <p>提出部数・綴り方について、項目1、38～42は、法人名等を塗りつぶしたものを提出ではなく、白紙+インデックスのみ作成で良いか。</p>	<p>副本に不要となっている書類は何も綴じなくて構いません。</p>